

## 陳述書

2015年6月15日

千葉地方裁判所民事第2部 御中

成田市天神峰63番地

市東孝雄 

はじめに

空港会社の本件提訴によって、私は新聞に「不法耕作の男」と書かれました。その南台の畑は、祖父の代から100年近く耕し続けてきた畑です。私は誠実に農業を続け、消費者との間にも信頼関係を作ってきました。まったく不当に訴えられ、誹謗中傷されたことを考えると、今も、夜も寝らないほど悔しさがこみ上げてきます。

他方、空港会社はこれまでの裁判で、契約地の場所をめぐって証拠を偽造したことが発覚しました。そしてその偽造文書に関する記録を隠し続けています。裁判所による文書提出命令に応じず、ただ、「ない」の一点張りで提出しようとしません。これもまったく不当です。

私は、空港会社の無法をあげき、「不法耕作」のデマをぬぐい去り、祖父の代から耕し続けて来た畑を守るためにこの場に立っています。

東京高裁第19民事部で審理されていた関連裁判が3月4日に、突然、打ち切られました。本件裁判で争いになっている契約畑の場所や偽造文書を素通りして打ち切られました。とても悔しいです。審理を尽くさないまま下した判決の誤りを正すためにも、私はこの裁判に勝利したいと、強く願っています。

### (1) いま耕作している畑はすべて私の賃借地です

いま南台で私が耕作している畑は、すべて私の賃借地です。私は、まずなによりもこのことを申し上げたいと思います。父・東市から、畑を守れと言われて相続し、有機農業を続けてきたのです。

この畑については、地主の藤崎政治郎さんとの間で交わした昭和25年8月1日付の契約書が残っていますが、私の家が今の場所を耕作し始めたのは大正末期の祖父の時代です。それから100年近く、農地として今の畑を守り続けてきました。

その間、畑の場所をめぐって地主と争いになったというようなことを、父か

ら聞いたことは一度もありません。

私は1966年4月に家を離れ就職しました。折に触れて帰省しましたが、父・東市はいつも額に汗して畑で働いていました。

1999年1月21日に父が亡くなり、私は家に帰り農業を引き継ぎました。この年の前年から、毎年暮れに、地代を藤崎さんの自宅に届けに行きましたが、耕作場所を問題にされたことはありません。

2003年6月には畑の一角に堆肥場をつくるために了解をもらいに行きました。堆肥場の場所は、空港会社が今、不法耕作だと主張する場所にあります、「コンクリートを打つならいつでも剥がせるものにしてくれ。そうすればつくっていい」と言われました。その場所が契約畑だと思っていたからです。

場所を問題にしなかったのは空港会社も同じです。

空港公団（現空港会社）は、1988年4月12日に南台の農地を藤崎さんから買収しています。しかし私が1999年に耕作を初めても、場所が違うと言ってきたことはありません。私に対して耕作場所を問題にしてきたのは、買収から16年後の2004年2月の黒野総裁の手紙が初めてでした。

そもそも南台の畑は農地改革で解放されるべき畑です。戦地からの父の帰還が遅れて解放から取り残されましたが、自作地と同様に農地法によって保護されてきました。ところが、いつの間にか空港会社が地主だということです。父・東市が知らないうちに、空港公団がどうして地主になれるのでしょうか？ 小作をしてきた父・東市に秘密にして耕作地を買収し、その事実を隠し続け、登記もせず、地代をだましとってきたことこそ、違法・無法というべきです。

## （2）明らかになった空港会社による証拠の偽造

審理が中断する前の法廷で、空港会社が契約畑を特定した唯一の証拠が、偽造だということが明らかにされました。

私は、父・東市が署名したという「境界確認書」「同意書」添付図面の存在を知らなかったのでビックリしましたが、同時に不審に思いました。「南台41-9」の土地が契約畑だというのは明らかに違うからです。

そして筆跡鑑定の結果、これが偽造と分かってさらに驚きました。いくら事業認定の期限切れで土地収用できなくなるという切迫した事情があったといえ、どうしてこんなことができるのか、公団用地部の闇を見たように感じました。

「南台41-9」について言えば、これは石橋さんの借地です。祖父・市太郎も父も私も、一度も耕作していません。畑は、離れていれば使いづらいのでできるだけ寄せて作るものです。他人の畑が、自分の畑と畑の間にあるなんて考え

られません。実際に耕す立場にたって考えれば分かることです。

これまでの法廷における、空港会社の主張は矛盾だらけです。

「南台 41-9」が契約畑ではなく、いま私が耕作している場所が、当初からの耕作地であり契約畑だということは、インカメラで引き出した空港会社の書類にも書かれています（昭和 62 年 10 月 20 日付空港公団報告書）。その他、70 年地積測量図、84 年分筆測量図、87 年収用委員会変更届けなどからも、このことは明らかです。

87 年 10 月まで一貫していた契約畑の場所が、88 年 4 月 11 日付の「境界確認書」や日付のない「同意書」、添付図面で突然変えられたことは、まったく不自然です。

これらの書類はどういう経過で作られたのか。それまでの図面や耕作実態とも明らかに違うのはなぜか、空港会社ははっきりさせるべきではないですか。

空港会社は、裁判所による文書提出命令に頑として応じず、記録を隠し続けて追及から逃れようとしています。

まったく不誠実な対応ですが、このような時、裁判所はどのように考えるのか、私は尋ねたいと思います。

これまで提出された証拠は、偽造文書を除くと、空港会社のものを含めてすべて、「南台 41-9」が私の契約畑ではないことを示しています。他方、文書の偽造については筆跡鑑定が出されました。私の主張の真実を裏打ちするはずの記録だけが、空港会社によって隠されているのです。裁判所は、私の主張を真実だと認めるべきではないでしょうか。

空港会社に「無い」という逃げ口上は通用しません。偽造の闇にフタをして、逃げることは許されません。関係書類をすべて提出すべきです。裁判所には、偏らず真相を究明することを、強く求めたいと思います。

### (3) 有機農業に誇り

私は農業に誇りをもっています。生産者と消費者でつくる会の一員として、本格的な有機農業と産地直送を始めて以降、延べ 3000 軒以上の消費者宅に野菜を届けてきました。有機農業は土作りがすべてです。畑を守るということは、土壌微生物が生息できる豊かな土を毎日の作業を通して作り続けることなのです。生殖異常や免疫異常を引き起こす殺虫剤、殺菌剤、除草剤などの農薬は決して使いません。この考えに基づいて、長い時間をかけて畑を作ってきました

した。そうして育てた作物が、多くの人々の支えとなっていることに私は誇りを感じています。

農地と農業はかけがえのないものであり、私たちの命です。いま、家族農業が切り捨てられ、利益を追い求める企業の農業参入が進められています。私の農地問題の背景には、空港を優先して農地をつぶし、住民の命を削り、地域を破壊する実態があることもこの場を通して訴えたいと思います。

#### (4) 不当な訴えの棄却を求めます

裁判長！

ある日突然、空港会社が地主として現れて、「不法耕作だ」「契約解除だ」「明け渡し」と言われても、私はとても納得できません。

契約畑の場所の特定は、明け渡し裁判の大前提です。「南台 41-9」が契約地でないということは、本当の契約地が「不法耕作」とされる場所にあるということです。私は不法耕作などしていません。

私はこの裁判で真実を明らかにしたいと、強く願っています。このことは関連裁判の誤りを正すためでもあります。農地法による農地取り上げと、私は闘います。

空港会社は「不法耕作」呼ばわりを謝罪し、訴えを取り下げるべきです。裁判所には空港会社の不当な訴えを棄却するよう求めます。「国策」を盾に農地を取り上げることができません。